相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区沓谷一丁目一四二番地、最後の住所静岡県静岡市葵区緑町一〇番九号　被相続人　亡　塚田　誠男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月三十日

静岡市葵区安東三丁目一〇番一三号

相続財産管理人　杉山　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区下之一色町字古川五三番地、最後の住所名古屋市港区小賀須一〇一〇番地ユーハウス南陽五E

被相続人　亡　犬飼　克美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月三十日

名古屋市熱田区神宮四丁目六番二五号ナガツビル二B　相続財産管理人　松村　和敬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区山本通四丁目九七番地、最後の住所神戸市中央区御幸通二丁目一番四号センターヴィレッジV四〇五号

被相続人　亡　松本　光男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月三十日

神戸市中央区三宮町二丁目一一の一セントラープラザ西館五〇一号室

相続財産管理人　弁護士　中尾　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県西松浦郡有田町本町丙一〇二五番地、最後の住所佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙三三〇四番地二　被相続人　亡　田代　哲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月三十日

佐賀県佐賀市富士町大字内野二番地二八

相続財産管理人　石井　久人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市宇宿四丁目二六六一番地一、最後の住所東京都港区東新橋二丁目一〇番二一九〇一号　被相続人　亡　松下　栄子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月三十日

事務所鹿児島市山下町一七番一七号　鹿児島総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西　達也

無縁墳墓等改葬公告

墓苑改修工事のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内に申出下さい。

なお、期日までに申出のない場合は無縁仏として改葬することとなりますのでご了承下さい。

平成二十二年六月三十日

一、墳墓等所在地　京都市北区大北山天神岡一の五

一、墳墓等の名称　カトリック京都司教区衣笠墓苑

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　村田實、本籍不詳　田中博

一、改葬を行おうとする者　京都市中京区河原町三条上ル下丸屋町四一三三　大塚　喜直

型式部材等製造者の認証に関する公示

日本ERI株式会社公示第K15号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の23第1項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の5の7第1項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成22年6月30日　日本ERI株式会社

代表取締役　中澤　芳樹

建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成22年4月19日）

H. R. D. SINGAPORE PTE LTD

株式会社日本産業

製0007707Aaca0010301、製0007707Aaca0010302
製0007707Aaca0010303、製0007707Aaca0010304
製0007707Aaca0010305、製0007707Aaca0010306
製0007707Aaca0010307、製0007707Aaca0010308
製0007707Aaca0010409、製0007707Aaca0010410
製0007707Aaca0010411、製0007707Aaca0010412
製0007707Aaca0010413、製0007707Aaca0010414
製0007707Aaca0010415、製0007707Aaca0010416
製0007707Aaca0010417、製0007707Aaca0010418
製0007707Aaca0010419、製0007707Aaca0010420
製0007707Aaca0010421、製0007707Aaca0010422
製0007707Aaca0010423、製0007707Aaca0010424
製0007707Aaca0010025、製0007707Aaca0010026

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社日立テクニカルコミュニケーションズ　株式会社日立テクニカルコミュニケーションズ　神奈川県横浜市戸塚区品濃町五四九番地二　三宅ビル

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十二年六月三十日

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五〇四番地二

株式会社日立テクニカルコミュニケーションズ　代表取締役　高橋　範行

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第8条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年6月30日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ロンバード債権回収　②東京都知事(2)83763　③代表取締役　村本道夫　④東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号恵比寿ガーデンプレイスタワー　株式会社ロンバード債権回収　代表取締役　村本道夫

①生和不動産株式会社　②国土交通大臣(3)5687　③代表取締役　黒田英之　④主たる事務所大阪府東大阪市長田東3丁目1番17号、廃止した従たる事務所大阪府東大阪市長田東3丁目1番25号　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府東大阪市長田東3丁目1番17号　生和不動産株式会社　代表取締役　黒田英之